

添付法令資料 3 :

貿易セクターの管理に関する 2021 年 2 月 2 日付インドネシア共和国政令 No.29
(目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 輸出及び輸入のポリシー及び管理 (第 3 条ないし第 19 条)
- 第 3 章 インドネシア語のラベルの使用又は完備 (第 20 条ないし第 31 条)
- 第 4 章 商品の流通
 - 第 1 節 通則 (第 32 条)
 - 第 2 節 間接的な商品の流通 (第 33 条ないし第 41 条)
 - 第 3 節 直接的な商品の流通 (第 42 条ないし第 54 条)
 - 第 4 節 禁止事項 (第 55 条)
 - 第 5 節 雑則 (第 56 条ないし第 59 条)
- 第 5 章 取引施設
 - 第 1 節 倉庫 (第 60 条ないし第 63 条)
 - 第 1 款 倉庫の管理記録 (第 64 条ないし第 66 条)
 - 第 2 款 報告 (第 67 条ないし第 69 条)
 - 第 3 款 指導 (第 70 条)
 - 第 2 節 大衆市場
 - 第 1 款 通則 (第 71 条ないし第 78 条)
 - 第 2 款 開発、整備及び指導 (第 79 条ないし第 84 条)
 - 第 3 節 ショッピングセンター及びセルフサービス店
 - 第 1 款 通則 (第 85 条ないし第 88 条)
 - 第 2 款 開発、整備及び指導 (第 89 条ないし第 92 条)
 - 第 3 款 事業協力、パートナーシップ及び所有 (第 93 条ないし第 98 条)
 - 第 4 款 許可 (第 99 条)
 - 第 5 款 指導 (第 100 条ないし第 102 条)
- 第 6 章 報告 (第 103 条ないし第 106 条)
- 第 7 章 標準化 (第 107 条ないし第 112 条)
- 第 8 章 輸出振興
 - 第 1 節 輸出者の指導 (第 113 条ないし第 115 条)
 - 第 2 節 取引促進 (第 116 条ないし第 121 条)
 - 第 3 節 インドネシアイメージ活動の枠組みにおける取引促進の推進、便宜及び参加 (第 122 条ないし第 127 条)
- 第 9 章 法定計量
 - 第 1 節 測定器、測量器、計量器及び機器の型式の承認 (第 128 条ないし第 130 条)

- 第 2 節 測定器、測量器、計量器及び機器の修理 (第 131 条及び第 132 条)
- 第 3 節 BDKT (包装された状態の商品) の数量 (第 133 条ないし第 137 条)
- 第 10 章 取引活動の監督の実施
 - 第 1 節 取引活動の監督の範囲 (第 138 条)
 - 第 2 節 監督の権限 (第 139 条ないし第 142 条)
 - 第 3 節 監督者 (第 143 条ないし第 145 条)
 - 第 4 節 取引活動の監督の実施 (第 146 条ないし第 149 条)
 - 第 5 節 税関エリア通過後の輸入部門の取引活動の監督 (第 150 条ないし第 154 条)
 - 第 6 節 監督のフォローアップ (第 155 条ないし第 159 条)
 - 第 7 節 税関エリア通過後の事業許可監督違反のフォローアップ (第 160 条ないし第 163 条)
 - 第 8 節 監督人材の指導 (第 164 条及び第 165 条)
- 第 11 章 行政制裁 (第 166 条ないし第 173 条)
- 第 12 章 雑則 (第 174 条及び第 175 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 176 条)
- 第 14 章 終則 (第 177 条ないし第 179 条)